

会 員 各 位

終身会員制度のご案内

千葉夷隅ゴルフクラブ

千葉夷隅ゴルフクラブでは、個人会員の方が3年以上ご在籍され、満年齢が 50 歳以上の方がご子息やご兄弟なりの親族（三親等以内）に譲渡されると、ご希望により終身会員へ移行することが出来る制度を実施しておりますのでご案内いたします。

- ① 預託金有りの個人会員の場合：一代限りの生涯会員（プレー権・預託金無）となる。
- ② 預託金無しの個人会員の場合：一代限りの生涯会員（プレー権）となる。

1. 終身会員制度の資格要件

- ①クラブ在籍が3年以上で、満年齢が 50 歳以上の会員の方。
- ②男性・女性を問いません。
- ③法人会員の方は対象外となります。

2. 終身会員について

- ①所定（資格審査、他）の手続にて入会の受付・承認を行います。
- ②会社及び理事会が承認した個人の会員とします。
- ③利用に関して終身正会員は個人正会員と、終身平日会員は個人平日会員と同等の資格となります。
- ④資格・権利は本人限りとし譲渡、相続、継承、貸与はできません。
- ⑤ハンディキャップは従来通り取得できます。（既取得者は継続できます）
- ⑥当クラブ主催の公式競技会へのエントリー資格を有します。
- ⑦年会費は個人正会員・個人平日会員と同額になります。
- ⑧終身会員にはその証として終身会員カードを発行いたします。
本カードはゴルフ場利用の際必ずフロントへご提示ください。

3. 親族名義書換者（譲受人）の範囲

- ①配偶者及び3親等以内の男女（原則として、子・兄弟・姉妹・孫・ひ孫およびそれぞれの配偶者）
- ②譲受人は、譲り受け時点において満 20 歳以上で、人格識見ともにすぐれた者であること。
- ③会員ご本人からみて3親等以内であることの証明書（戸籍謄本等）をご提出いただきます。
- ④入会申請者は、所定（資格審査等、他）の入会手続きにて入会の受付・承認を行います。
- ⑤現在ご家族優待登録をされている場合は、その資格は喪失いたします。

4. 親族名義書換料

- ①個人正会員 20,000 円(消費税別)
- ②個人平日会員 10,000 円(消費税別)

◆本件に関するお問い合わせは…

千葉夷隅ゴルフクラブ Tel(0470)80-7700 又は(0470)-83-0211